

第12回和歌山県河川整備計画に係る委員会

平成22年7月23日（金）

○事務局あいさつ

○委員、特別委員の紹介

議長

それでは、最初の案件であります「那智川水系河川整備計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、事務局から説明させていただきます。

まず、本日の説明の仕方、資料の使い方ですが、これまでと若干違うやり方になろうかと思っております。基本的には、那智川についての「資料1～4」、紙で説明させていただいております。ただ、位置関係とか、図面が付いていないものですからわかりにくいと思っておりますので、パワーポイントで位置関係とかそういったことを補助的に説明させていただいております。パワーポイントに映す資料はお手元の「説明補助資料」に書いたものをここに映しますので、もし画面が見にくいようでしたら、お手元の資料でご確認頂ければと思います。よろしくをお願いいたします。

順に説明いたしますが、まず、順番がちょっと違って申しわけないのですが、配付資料の「資料7」、一番後ろの資料をご覧頂ければと思います。先ほど局長からのあいさつにもありましたように、これまで委員会、考える会、パブリックコメントを経て、今回、第3回目のご審議を頂くこととなります。本日の説明でございますが、前回、第2回の委員会で頂いたご意見を踏まえ修正をし、平成22年3月に行われました「第2回那智川を考える会」での地元からのご意見を踏まえ修正等を行い、さらに、パブリックコメントを受けた修正、その他事務局の方で検討している中で必要となった修正、この大きく4つについて順に説明をさせていただきたいと思います。本日、第3回目のご審議を頂きまして、ご承認頂けるということになりましたならば、もう一度、那智川を考える会を行った上で、最終的な策定に向け手続を進めていくという予定にしております。

恐れ入ります、「資料1」にまいります。まず、「資料1」、左の端の番号で1、2、3と、前回の委員会で頂いたご意見とその対応ということでまとめております。

まず1点目は、「世界遺産に登録されている補陀洛山寺を追記してはどうか」というご意見を頂いておりましたので、それにつきましては、青と赤で書いています中で赤の部分が追加ということになります。補陀洛渡海の出発点である補陀洛山寺があり」という言葉を追記させて頂くように修正をしたいと考えております。

2点目、環境のところですが、「“カマキリ”という種の表記について、標準和名としては“アユカケ”ではないか」というご意見を頂いていたところでございます。これにつきましては、当県のレッドデータブックには“カマキリ”と書いてありますが、環境省のレッドリストには“カマキリ（アユカケ）”と書いてございまして、折衷案と申しますか、環境省のレッドリストに倣って、“カマキリ（アユカケ）”という表現でいかがかと考えております。

3点目ですが、「水質の悪化について、市野々小学校の上流にできた施設と考えられるので、浄化施設を整備の上、常時水質検査をすることを考えては」というご意見を頂戴しておりました。これにつきましては、直接、河川管理者としてお願いをするということがなかなか難しいのですけれど、「流域の自治体、県の関係部局、環境部局、保健部局と連携をして、具体的にはモニタリングをしていき、水質汚濁の要因の把握を行う。そして、その関係者、関係すると思われる方への啓発、具体的には関係部局や自治体を通じて浄化槽の整備あるいは追加ということをお願いしていく、そういう啓発活動を進めていく」ということになろうと考えております。

本文上では、その下の青い部分ですが、「水質についても、河川環境保全への意識の啓発など自治体・地域と協働し、良好な水質の維持に努めていく」と記述させて頂き、この中に言い表していると考えておまして、特に本文の修正というのは現時点では考えておりません。まずそれが「資料1」の1枚目、前回のご意見への対応ということでございます。

1枚めくって頂きまして、「第2回那智川を考える会」でのご意見とその対応についてということ。那智川を考える会の第2回目を平成22年3月3日に行っておりますが、画面を見て頂きますと、利水者、漁業関係者、流域の環境生態系、歴史・文化に詳しい方、地元住民、行政、那智勝浦町ですけれども、入ったメンバーで議論をさせて頂いております。

今回、意見を5点にまとめさせて頂いております。

まず1点目の意見として、「浜の宮共同用水取水堰を上流に移設する件について詳細に教えてほしい」ということをございます。ちょっと画面を使って位置を確認させて頂きますと、河口から那智川上流に向かって那智の滝のそばまで管理区間がありますが、長谷川の合流している少し下流側にある共同用水取水堰、農業用水と防火用水の取水堰があります。治水上、今回の整備計画でも、「浜の宮共同用水取水堰」の改築が必要ということで位置付けております。「この堰を上流に移設するのか、現位置で改築するのか、の件につきましては、まだ今後その施設の管理者と調整を図っていく必要があるものですから、事業実施の段階で検討していく」ということです。それが1点目です。

それから、2点目ですが、「川関橋上流の右岸側が左岸側と比べて護岸が低くなっているので、護岸を嵩上げしてほしい」というご意見です。これは川関橋から上流100mぐらいのところの写真です。写真なのでわかりにくいのですが、左岸側は道路が走っていき、歩道が張り出しているような格好になっています。右岸側の高さに比べて、左岸側の護岸の高さというのは約50cm高い状態に今なっております。これは、1つに、県道がございまして、その舗装厚等もありますので高くなっている、あるいは橋の取り合わせで高くなっているという要因がございます。これに対してどうするかということにつきましては、護岸の高さが不足しているところが確かにございまして、そこは計画の高さまで嵩上げをするということを考えております。ただ、左岸の道路と同じ高さになるということではないのですが、計画の高さまで、必要な高さは確保するように今回の整備計画で考えているところでございます。

3点目、「観光地なので景観に配慮してほしい、護岸を景観に配慮した護岸にしてほしい」というご意見につきましては、今後、工事实施に当たって詳細設計をする際にコンクリート護岸をどのように使っていくかというのを検討していきますので、その中で、コスト面の制約はありますが、「なるべく景観に配慮したものにしていきたい」と考えております。

4点目ですが、画面で位置関係をご説明しますが、ご意見としては、「下流部でも水質調査をしてほしい」と。パブリックコメントでもありましたが、現在、市野々橋と川関橋この赤い2地点で水質調査をしております。PH、BOD、SS、DO、大腸菌、これらの生活環境基準項目の他、健康項目等の調査を年6回実施しておりますが、ご意見としては、更に大谷川が合流しているより下流、あるいはJR橋付近、もっと下流でもやってほしいと。それは、どうも宅地化が進んでいて、その下流でも水質をとった方がいいのでは

ないかという趣旨のご意見でございました。「県の環境部局とも話をいたしました、まず河川の汚濁指標としてBODを使っていて、JR橋の付近とか、大谷川の合流点より下流となりますと海水の影響を受けてしまいますので、新たな環境基準点としては、河川の汚濁指標をとる環境基準点としては問題があるということで、環境基準点として追加する予定は今ない」と聞いております。

5点目が、「一度、県の担当者と現地を歩きたい」というご意見がありまして、3月3日の考える会でも同様の意見があり、3月23日に一緒に歩いてきたところでございますので、これを報告させていただきます。

次、「資料2」にまいりまして、パブリックコメントでございます。4月30日～5月31日までの32日間で、一番下に書いていますように、回答数6件、分類して21項目出てきております。順に説明させていただきます。

1枚めくって頂きまして、まず環境からですが、「住民の意見を聞く会や河川環境アドバイザーからの意見を聞いて工事を進めてほしい」というご意見が1つございました。今回、この河川整備計画策定に際しまして、パブリックコメントによって県民からの意見募集もいたしましたし、那智川を考える会というのもさせて頂いております。そういったご意見を踏まえながら工事を進めていくということはもちろんですし、もう1点、「住民の意見を聞く会」というのは、おっしゃっている趣旨は平成18年に行いました「那智川景観づくりワークショップ」、これは第1回目ときの説明で紹介させて頂いたと思いますが、画面でもう一度ご説明させていただきますと、世界遺産の玄関口としてふさわしい景観づくりに配慮するというので、汐入橋から川関橋、下流の方の区間ですが、約750mの区間について、学識者、地域の方々、住民団体、学校関係者、行政が入り、3度に亘ってワークショップを実施し、それから現地調査を行い、汐入橋から川関橋間の景観づくりの案を作ったところでございます。

これがその議論の結果をまとめた、ちょっと字が読みにくくて恐縮ですが、植栽ですか、アクセスをよくするとか、そういった提案を具体的にさせて頂いたところでございます。ここで頂いたご提案というのも今後具体的に工事するに当たって参考にさせて頂くと考えております。

また、工事実施の際には、地元の説明会も行いますので、そういう場を通じて地域住民の方々のご意見も伺っていきますし、河川環境保全アドバイザーからのご意見も聞きながら環境にも配慮していくということで取り組んでいきたいと考えております。河川環境保

全アドバイザーというのは、各環境、魚類、鳥類、植物、河川愛護まで各分野の専門家に対し、県からお願いをしてなって頂き、現在32名の方をお願いしております。このアドバイザーの方のご意見も伺いながら工事を進めていきたいと考えております。なお、本文では、「工事実施に際しては、地域住民及び河川環境保全アドバイザー等の意見を聞きながら、環境に配慮する」という表現にさせて頂いているところでございます。

2番目ですが、「魚類の遡上を助けるために堰に魚道を設置し川魚の成育を促す」というご意見でございます。先程説明しましたように、今回の整備計画では「浜の宮共同用水取水堰」が対象になっております。この写真は、現在の「浜の宮共同用水取水堰」の状況です。これは左岸側から見た状況、これは対岸、右岸側から見た状況。これを改築することになりますと、もう少し落差のできる可動堰になろうかと思っておりますので、改築をする際には施設管理者とよく調整をして、上下流の連続性を確保できるようにしていきたいと考えております。この点については本文の修正を考えております。赤字のところですが、「川の上下流への連続性に配慮し、魚類などの生き物にも優しい川づくりを進める」というのを元々の原案に追加させて頂きたいと考えております。

次の環境の3番、「汽水域における魚類等の繁殖・保全に係る計画内容」、次の4番、「現状に近い形での河川整備の実施」、5番に「護岸工事を自然岩で実施する、護岸の形状、材料はどのようなものか」というご意見がございます。更に申し上げますと、8番、治水になってしまいますが、「瀧本橋付近の河床整理、護岸工事をやってほしい」、「汐入橋の上下流を早急に対策してほしい」、こういったご意見を併せて説明させて頂きたいと思っております。

まず、汽水域ですけれども、那智川の場合は、川関橋のあたりまでが潮が上がってくる汽水域となっております。那智川のこの整備計画は、既に説明しているところですが、下流の100m区間で津波対策をする。それから、下流部は左岸側の堤防を引いて築堤護岸工事をする。また、川関橋より少し上流になりますが、ここから計画の上流端である源道橋までの間は、高さ不足の箇所はパラペットの整備を行いますが、あとは基本的に下流の方から源道橋の区間、河床掘削をしていくという計画です。その中で、川関橋の架け替えと、この取水堰の改築をしていくようになっております。

具体的にどのようにしていくのかということですが、下流側の汽水域の断面と少し中流域の断面の2断面で説明をしたいと思っております。汽水域ですが、左岸側、下流ですので堤防を引堤します。引堤しますので、この現在の堤防・護岸の部分は掘削せざるを得ません。

新しい堤防をここに作って、護岸には、ふとんカゴを用いることを考えております。右岸側は、この整備計画では触らないで、水際や河道内の植生というのをできるだけ保全をしていこうと。更に言いますと、この河床部につきましても、計算上は薄くはぎ取らないといけなような計算にはなるのですが、基本的には河床掘削も最小限に抑えるような方法で工事を進めていきたいと考えているところでございます。こういった考え方については、引堤でかなり改変しますので、「多様な生物の生育・生息環境として重要であることから、人工的な改変は最小限に抑える」という言い方で表現をさせて頂いているところでございます。

次の4番の答えになろうかと思いますが、中流域の断面です。中流域につきましては、先程説明しましたように、河床掘削をする、高さの不足しているところだけパラペットを作っていくということで考えておりますので、同様に、なるべく改変しないように最小限の河床掘削をしてまいります。河床部には、みお筋がつくように現場で工夫をしたいと考えております。これが環境の4番、5番の説明となっています。

環境の6番は、先程説明しました環境基準点をJR橋付近に追加してほしいということで、同じ答えになります。

環境の7番では、「工事実施時の下流域、那智湾の汚濁被害対策をどうするのか示してほしい」というご意見です。これは、「工事実施に当たっては施工時期、施工方法などを漁協とその他の関係機関と事前に協議を行い、できるだけ濁水を発生しないということで対策をしていく」ということでございます。

次の「治水」に移りまして、通し番号で8番は先程と同様の説明でございまして、省略させていただきます。

9番が「災害対策の観点から適正な河床勾配とはどういうものか」というご質問です。これにつきましては、「那智川の現在の河道というのが長い年月を経て形成されて安定しておりますので、逆に河川改修で大きく変えてしまうと、深掘れが起きたり局所的な洗掘が起きたりという問題も起こりかねないということで、現在の河床の勾配を基本的に踏襲して整備をしていく」というように考えております。先程説明しましたように、河床掘削を最小限にするというのは、まさにそういうことになろうかと思っております。

通し番号の10番ですが、「維持管理」について、除草、伐採、河道内に堆積している土砂の撤去、これにつきましては、そういうのが川の流れを阻害していないかよくチェックを行い、流下能力に支障となる場合は適切に管理をしていくということに尽きると思

ます。具体的には、河川維持管理計画というのをつくりまして、定期的な巡視をするということが必要になってきます。定期的な巡視で、支障となる場所が見つかれば対策をしていくということで考えております。

11番は、観光に絡む話ですが、「桜やもみじを植えて観光客が集まるようにしてほしい、観光客が憩えるような河川にしてほしい」というご意見でございました。これは、先程説明しましたワークショップで書かれた絵に、まさにその視点が入っているものと理解しておりますが、治水上問題のあるところにはできませんが、植樹が可能な場所もありますので、繰り返しになりますが、「景観づくりワークショップ」でご提案頂いた内容もできるだけ取り入れながら、地域の方々と連携して、よく話をしながら河川整備を進めていきたいと考えております。

12番が「世界遺産等の周辺の観光資源を活用した景観保全整備」ということで、以前のこの委員会の場でもちょっとご議論頂いたところかと思いますが、これについては、「世界遺産に登録されている紀伊山地の霊場と参詣道を有する流域であることに留意をする」ということと、「自然環境、自然景観に配慮する」、こういった表現に留めているところでございます。

最後、13番、津波や海のほうの話のご意見が何点か出ておりました。これにつきましては、本県の港湾部局の方とも確認いたしまして、一部対策事業は実施中だということでございます。河川と直接関係するところではありませんので、お答えとしてはこの程度に留めさせて頂いております。

「資料3」にまいります。「那智川水質事故について」と書いておりましたが、本年の6月19日に、今、映しています地図で言いますと、源道橋上流右岸のこの地点で水質事故がありました。位置的には、現地調査の折に見ました鉾山跡が、この谷を少し入ったところだったと思いますが、そこから那智川に向かって下りて途中の左岸側の別の谷筋になります。ここで河川水が褐色に濁ったというのがございました。原因としては、土砂崩れがございまして、突発的な出水があって、鉾山坑の廃水処理施設で処理中の廃水が那智川に溢れていったという状況がございました。

次のページ、新聞記事をつけさせて頂いておりますが、もう1枚後ろに施設そのものの写真を載せておりますが、この施設に土砂が流入して、それで溢れて那智川の方まで入っていったということがございました。対応としては、関係機関で連絡をとり合った上で、中和剤を投入するといった対応を行い、2時間位で収まったということでございます。被

害として、特に被害報告はありませんでした。このような水質事故につきましては、整備計画の本文でも書いておりますが、水質事故、本文でいきますと「資料5」の14ページの一番下のところの「水量・水質の保全」というところの後半ですが、「水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努める」と。今後どういう事態が考えられるか、あらゆる状況を考えて包括的な書き方をすると、このような書き方になるということでご理解を頂ければと思います。このような水質事故が起こって、それに対して本文ではこのような記述になっているという説明をさせて頂きました。

最後、「資料4」に移らせて頂きます。これが前回説明しました本文案と今回修正している箇所との対比表です。修正箇所のみ挙げさせて頂いております。

一番左側にナンバーを打っていますが、1番は冒頭説明した“補陀洛山寺”の記述の追加です。

2番につきましては、“カマキリ”を“カマキリ（アユカケ）”に修正するという修正です。

3番目は、「河川整備計画の目標に関する事項」の中で、先程説明しました「上下流への連続性に配慮する」という記述の追加でございます。

4番目が、これが事務局の方で修正しているものでございまして、元々の原文が「河川整備や堰の改築の実施にあたっては」という書き方をしておりましたが、それを「河川整備の実施にあたっては」と、堰の改築と河川整備を分けさせて頂いております。堰の改築については、「また、堰等の改築については、施設管理者と調整のうえ決定する」という表現に変えております。何でこのようにしたかと申しますと、堰の改築は“だれ”がするのか、改築主体は“だれ”になるかということから調整が必要になってくるものですから、河川管理者が主体となって“だれ”かと調整・協議をするということと一緒に入れてしまいますと、河川管理者が主体としてやるということになってしまいますので、書き分けをさせて頂いたところでございます。

次のページの5番ですが、これは整備計画の本文で、No. 何付近とかはわかりにくいというご意見を、たしか前回のときに頂いたかと思うのですが、地点名で表記をするように変えております。

6点目、ナンバー6ですが、ナンバー6と7を併せて説明させて頂きます。6と7は、河道の維持のところで、元々「河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を行い」というのを記述させて頂いていました。これに対して、今回この修正案というのは、その部

分を「河道の維持」のところから削除いたしまして、次のページ、7番のところに書いていますが、最後、「その他河川整備を総合的に行うために必要な事項」というところで、「一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する」と。維持のところから、もっと全体にかかるような場所に「流下阻害対策」という言葉に移させて頂きました。「河道の維持」のところでは、「洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める」という表現を残していますので、維持的なものは依然として「維持」のところには書いてあるという整理をさせて頂いています。

画面で説明させて頂きませんが、「流下阻害対策」という言葉をもともと使っていたのですが、「維持」でやる「流下阻害対策」の他に、流下能力図で、ある流量をその川の計画流量と設定したときに、ある一部の区間だけが流下能力が不足しているという場合、その区間の断面だけ対象に流下阻害になっているという理由で、掘削、拡幅等、あるいは橋梁の改築というのもあり得ますが、局所的に対策する。そういうのを「流下阻害対策」といって、事業の中では、実は「維持」ではなくて「改修」の方でやっているところがございます。ですので、これを「維持」のところに書いてしまいますと、実際の事業の実施スキームと合わないということになりまして、他方、これをどこでやっていくかというのが、今の段階ではまだ計画的にやっていけるものではないものですから、最後、「その他」のところに入れさせて頂きたいということです。

ちなみに、「河道の維持」というのは、ある断面で計画してつくったところに経年的に土砂が堆積したのを掘削して、元の河道断面を維持していくという考え方だと思いますので、「河道の維持」と「流下阻害対策」では若干考え方も違うということで、書き分けをさせて頂いたところでございます。

以上、「資料1～4」で、今回の修正点あるいは頂いたご意見に対しての考え方を説明させて頂きました。「資料5」は、今の修正点を反映した那智川水系河川整備計画（原案）となります。「資料6」は参考資料となります。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

只今の説明につきまして、ご意見やご質問はありませんでしょうか。

私の方から聞きたいのですが、「資料1」あるいは「資料2」は、パブリックコメントとか、あるいは那智川を考える会とか、そのようなところで出されたものですね。それに対して、今度返すときにはどこまで公表される予定なのでしょう。公表というか、特に、例えば、「資料1」で、右側の県側の考え方をどこまで説明されるのでしょうか。どこまでというのは、どの程度公表していかれるかということなのですが。

事務局

従来からやっていますのは、パブリックコメントに対する県の考え方というのは、この紙をホームページで公表しております。そのまま公表になります。それから、考える会に対する県の考え方というのも、今度「第3回考える会」を行いますので、そのときにこの資料で説明をします。最後に、順番が逆になりましたが、この委員会での意見に対する対応というのはこの場だけになります。

議長

「資料2」がパブリックコメントですね。

事務局

1枚目が前回の委員会で、2枚目が考える会に対する県の考え方になっています。

議長

ですから、今の予定では、8月に予定されている「第3回那智川を考える会」でこれを回答されるということですね。

事務局

はい、その予定です。

議長

これで地元の方は納得されますでしょうか。例えば、さっきの堤防の高さのところなどは、皆さんかなり神経質になっておられるのではないかと思うのですが。右と左で高さが違う。つまり、路面の高さとかそういうものまで考えると、河川として持つべき高さは一

緒になっておっても、“モノ”としては、道路の分が上乘せされていますから、左岸側が高く見えるわけですね。そうすると、それで、一体としてしか実際には見えないから、やはり左のほうが高いではないかというような、そういう意見は出ないでしょうか。

事務局

今年の3月23日に考える会のメンバーと一緒に現地を歩かせてもらいまして、結局同じ話が出まして、一応、その場でも、治水、河川計画の高さまでしかできませんと。右岸側の部分が低いですが、殆どが計画の高さまで足りていて、丁度“山付け”になるところが低くなっております。地元からも、要は、そこから水が入ってくると全部浸かるので、最後はそこだけでもという話になって、それは、当然、高さは上げさせてもらうという話で一応話についてはいるのですが。

議長

そうですか。わかりました。どうもありがとうございます。

他に、いかがでしょうか。

それから、もう1つお聞きしたいのは、最後に言われた「流下阻害対策」ですね。それは、「維持」のところではなくて整備計画のところでも書くべきことだとおっしゃったように聞こえたのですが、そうではなかったのですか。さっきの一番最後のパワーポイント、この図で。

事務局

「資料5」の整備計画の原案で、どのような構成になっているかについても一度説明させて頂くと、原案の8ページに、まず河川整備計画というのが基本的に管理区間全部、「維持」と「改修」両方入りますので、全区間が対象です。その中で、60分雨量90mmの降雨に対応するように、計画的に河川工事を実施する区間というのを決めて、特に今回は河口から源道橋までですが、その目標に向けて改修をやっていくということになります。

基本的な通常の河川整備計画ですと、下流の河口から源道橋までこの区間について改修をしていきますと、「維持」については、管理区間、黒で入っているところ、これを全部維持していきまうということになるのですが、「流下阻害対策」というのは必ずしも計画的にやっていきますという区間内では、やるとは限らないものですから。かといって、

「維持」でやるものではないので。

14ページに書いてあるのは、“4.2”というのは「河川の維持」ということで記述させて頂いていて、元々はこの中に「流下阻害対策」というのを記述していたのですが、「維持」の範疇ではない部分がありますので、「維持」から出したのですが、そのときに計画的な区間には収まらないものですから、“4.3”の「その他」に、バスケットクローズのようなどころに入れさせて頂いて、弾力的に対応ができるようにしたいということでございます。

すみません、なかなか説明がうまくできなくて申しわけないですけど。

議長

ということは、この図で言えば、このところがその対象になっているわけですね。これが必ずしも整備の計画区間に入っていないと。

事務局

(計画区間に入っていない) ところでもやる可能性がある。上流部、あるいは支川筋で局所的に狭いところで例えば水害があったというときに、その部分についてネック部ははっきりしているので、そこだけ「流下阻害対策改修」としてやっていこうということはあり得るということなのです。

議長

それはやっぱり整備計画にはならんのですね。

事務局

整備計画の中には入るのですが。

議長

整備計画の中に入る？

事務局

河川整備計画の本文にはもちろん書くのですが、計画的に改修を実施する区間でも、

「維持」でもなく、全区間に。

議長

“4.1”でもなく、“4.2”でもないということですね。そういうことになるのですかね。またがっているから。またがる場合があるから。

事務局

またがる可能性があるから。逆に言いますと、計画的に進める区間はメニューに全部入れていますので、あるとすればそれ以外の区間しかないので、どうしても“4.3”になってしまう。

議長

他、いかがでしょうか。

地元からいろんな意見が出ているということですが、それらについては、地元に対応する個別の計画については、それぞれの地域と協議を進めながらやるというのが基本姿勢になっているわけですね。実際、一つ一つ個別にやる工事であり、対策はすべて地元と協議を進めながらやるということになっているわけですね。

事務局

協議という言葉がどうかというのはありますけども、説明をさせて頂いて、意見が当然出ると思いますので、意見を聞きながら、また、やりとりしながらやっていくと考えております。

議長

他、いかがでしょうか。どうぞ。

委員

「資料3」ですね。今回、6月に事故があったみたいですが、増水というか、土砂崩れで起こったということなのですが、「同様の事故は昭和57年にもあり」とあります。そのときとどのような関係があるのですか。やっぱり同じようなタイプだったのですか。要

は、たびたび起こる可能性があるのか、偶然昭和57年と今年、別々にあったのかですね。ここでは、新聞記事に、「同様の事故は昭和57年にもあり、このときは大量のアユが打ち上がった」となっているのですが。

事務局

昭和57年の事故が把握できていないので、ちょっと答えづらいのですが。

委員

要するに、増水すると、この施設はオーバーフローするのですか。

事務局

ただの増水というか、これまでも多分洪水というのは、雨が降っているときはあると思うので、今回は土砂崩れだったのですよね。

委員

今回は土砂崩れとなっているけど、昭和57年のときはどうなの？ 同様の事故としか書いていない。“同様の事故”って、おそらく褐色になったという事故を言っていると思うのですが。地元の人はどう？ ○○先生、どうでした？

特別委員

覚えていません。

委員

資料のことにも関わってきますけれど、この水質の調査結果というのはまだ出ていないのですか。この新聞記事によると、水を分析するみたいなことが書かれていますけども、結果は？

事務局

事故のときの水質ですか。

事務局

ちょっとお時間頂いて確認させて頂いてよろしいですか。すみません。

委員

多分、ここは普通の川と違って、そういうような、ちょっとしたものを持っているので、すね、鉱山廃水という。だから、それに対しての、これはこの河川の問題とは違うと思うのですが。事業者の問題かもしれないけれど、そういったところも、何か工夫が要るのかもしれないなと思って今聞いたのですが。一事業者の問題で片づくのであればいいし、そうでなければ、今言っているように、ちょっと雨降って、たびたび起こるのであれば、やっぱりきちんとした監督なりしないと。

事務局

河川管理者からということではないのだろうと思います。環境部局なら環境部局、保健部局、あるいは町、行政からということなのだろうと思いますけれど。

委員

ですね。行政、どこなのかな。河川じゃないのですか。環境になるのですか。その辺のところでしょうね。

事務局

河川で発生源までは追っかけていけないものですから。

委員

発生源ではないのですが、おそらく支流の川の問題ですよ、那智川の。那智川に水質事故発生箇所ってあるでしょう。そこで合流しているのですよね。

事務局

この直接水路みたいなのを伝わって流れ出ていたみたいですね。支川と河川とかいうのではなくて。

委員

その支川にありますよ、左側に。そこ、川ですね、2つ。赤丸から川が伸びているので
すね、小さい川が。そこに多分流れている。

事務局

こちらは支川ですけど、その支川ではないですね。

委員

いや、もう1つ上に。だから、入らないところですよ。

事務局

もう1つ上、こっちですかね。

委員

その川が2つあるのですね。赤丸ではよくわからないのですが、その上か下か、どっ
ちかですが。多分、直接は流さないでしょう、本川には。

事務局

そこは川であっても、そこは那智勝浦町さんの管理する川ということになりますので。

委員

そうすると、那智勝浦町になるんだ。

事務局

はい、直接は。

議長

そういうふうなことをこの整備計画の中でどこまで書き込めるかということですね。結
局、先程、〇〇さんがおっしゃったように、水質事故があった場合云々というような、あ
あいう一般的な書き方しか河川管理者としては書きようがないのかなと、私はそのように

思いました。だから、施設の維持管理というのは施設側の問題ですね。

委員

事業者のね。

議長

廃坑跡の施設なんかも。ですから、それは河川整備計画の中でどうこうという書き方はできないのではないかと私は思うのですが。もちろん、町としては大事な話なので、町として環境として。

委員

環境ですね。

議長

環境部局だろうと思うのですが。

委員

環境問題としてどうするかということ。それをしないと。

議長

それをやって頂きたい。

委員

それで、大事なことは、今言いましたように、雨が降ると起こるのであれば、水の問題になりますし、要するに、言いたいのは、今回、おそらく川が増水したときに起きているのですよ。処理し切れなくなって。

事務局

増水じゃなくて、土砂崩れで、それで溢れたのですね。

委員

もちろんそういうこともあるし、場合によっては、増水したときに流域から入ってくる水が全部、要するに、処理水という、坑内水も処理するけれど、周辺の水も集めて処理しているのですよ。それがオーバーフローすると出てしまうということなのだと思うのです。だから、その辺については、川の流量と関係するから、それで、小さい川、支流ですが、その支流の流量とかと関係するのではないかと思って、私はまず昭和57年はどうでしたか？と聞いたのです。だから、昭和57年も土砂崩れが起きていれば、だろうと思うのですが、必ずしも土砂崩れが毎回起きると思えないし。だから、恐らく、増水したときに、今言ったように、土砂が入ったりとか、増水して処理し切れなくなって起こっている可能性があるのです。そうなってくると、小さい川の問題かもしれないけれど、その辺になるのかなと思ったのです。だから、その辺を、あまり関係ないかもしれないけれど、たびたび起こっている状態ならどうするのかなという気がしたのです。だから、少なくとも昭和57年に、多分同様の事故というのは茶色くなった事件だと思うのですが。まずは、その辺についてちょっと調べた方がいいような気がしたのです。

議長

今回の水質のことはわかりましたか。それはどうしますか。

事務局

まず、すぐわかるかどうかを確認させて頂きたいと思います。

委員

少なくとも昭和57年の問題も入れて調べてもらいたいと思います。

議長

ただ、今日、ここで話をしているのは整備計画の話であって、もちろん、水質事故に関わるようなことは大事な話ではありますが、今日論じている整備計画では、そのことをあまり深くこの中で書き込むというようなことはちょっとできないのではないかと私は思います。

事務局

事務局としても、水質事故が起きたときの対応というのは書きますし、水質改善に向けて連携するという一般的な書き方はさせて頂いていますけども。

委員

私が言っているのは、書くかどうかは別にして、知っておく必要があるのではないかと
いうことを言っているのです。だから調べてほしいということはそういうことです。この
本文に対してどうこうということは、非常に難しいのはよくわかっているのですが。ただ
し、今言いましたように、状況をきちんと把握することはやっぱり大事ですから、この事
故というのは残念ながら今年の6月19日に起きているから、今回しか間に合わなかった
ですね。もっと前に起きていれば、わかったけれども。そうですね、6月の事故は。そう
やって、改めて新聞記事を見てみると、昭和57年にもあったというから、そうであれば、
関連はやっぱり見てほしいというのは当然だと思うし、そういうことです。

議長

環境的な意味で、水質の監視をどのようにするかということ、あるいは発生源対策をど
のようにするか。これは河川整備計画とはまた切り離れたものとして重要なものだと私は
思うのですが、先程から言っていますように、今の整備計画の中では今の様な書き方に
なるのではないかと私は思っております。ぜひこの整備計画とは切り離して、次回、もし
わかるようなことがあれば、またご報告頂きたいと思いますが。

委員

そういう意味です。よろしいですか。

事務局

もし、今日のこの時間の中でわかれば、それはもちろん報告したいと思いますが、
わかる範囲で説明したいと思います。

委員

お願いします。

委員

原案の9ページで、“3.3.1”ですが、「洪水、高潮等による災害の」という、これにかかわる事項ですね。中身を読んでみますと、洪水にかかわる事項と東海・東南海地震対策、津波対策についてのことは書かれているのですが、高潮については具体的に触れられている箇所はないようにも思うのですが、高潮は津波を含んで高潮等ということではあるのでしょうか。

事務局

本文の12ページを見て頂いて、那智川の高潮の区間というのが河口～JR橋までの間が高潮区間になっておりまして、今回、整備のメニューに高潮のメニューが入っています。それで、今回は津波と洪水という形で書かせてもらっています。

議長

これはフォーマットがあって、“このように書け”ということになっているから高潮が出てきたのですか。それとも、ついうっかりということなのか、どっちなのでしょう。今のご説明であれば、表題を「洪水、津波等」にしたなら、その方が合理的やないかなと思ったのですが。フォーマットがあって、“このように書け”というものがあれば、ちょっと話は別ですけれども、その辺はいかがでしょうか。これ、何か国土交通省の“あれ”があるのですよね。

事務局

決まったフォーマットというものじゃないのですが、一応こういう並びで書きなさいというものはあります。ただ、「洪水」、「津波等」でも問題はないかとは思いますが。

議長

洪水と高潮は事象的には台風絡みであるとかそういうことでつながっているものですが、津波は原因が別のことになりますから、「洪水」、「津波等」と並べるのも何か妙な気もしますが。どっちがよろしいのですかね。

事務局

「洪水等」とか。

議長

「洪水等」とかね。そのぐらいの方がいいのですかね。高潮を書かないのであれば、高潮を表題に出すのは看板だけあって中身がないと。

委員

原案の本文の2ページですが、“1.1.5 流域の土地利用”というところがございまして、そこに那智山の説明があるのですが、「県下唯一の原生林」という表現が出てきて、これはちょっとひっかかるのですが。和歌山県下に、いわゆる原生林的な自然は他にも規模は別として何箇所もありますので、ここで唯一と言ってしまうと、他のところに怒られるような気がするのですが。だから、例えば、「天然記念物にも指定されている原生林が」とか、そのような表現の方がいいのではないかと思うのですが。

事務局

わかりました。

議長

そしたら、ちょっと表現を工夫してみてください。

他、いかがでしょうか。

それでは、根本的なご指摘というのではなく、軽微な修正がありますので、その点は私に預らせて頂きまして、あと、事務局と、これからの修正を確認して、そういう対応でこの原案を承認したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、これで那智川につきましては審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —